信用保証業務講座

【保証申込·期中管理編】

令和7年6月

兵庫県信用保証協会

※ 本資料は、金融機関職員の研修支援用として作成したものです。部外秘扱いとしてください。

目次

- 1. 保証協会の概要
- 2. 資格要件等
- 3. 必要書類等
- 4. 保証期間、保証料
- 5. 保証条件変更手続き
- 6. 事故報告手続き
- 7. 代位弁済手続き
- 8. 保証免責
- 9. トピックス

1. 保証協会の概要

1-1. 信用補完制度(1)

信用保証協会が債務を保証する「<u>信用保証制度</u>」と、日本政策金融公庫が 再保険を行う「<u>信用保険制度</u>」を総称して、「<u>信用補完制度</u>」といいます。

信用補完制度

信用保証制度

中小企業・小規模事業者が金融機関から 事業資金を借り入れる際、信用保証協会 が公的な保証人となることにより、中小 企業・小規模事業者へ円滑に資金供給を 行う制度

■当事者

<u>中小企業・小規模事業者</u>、<u>金融機関</u>、 当協会の三者

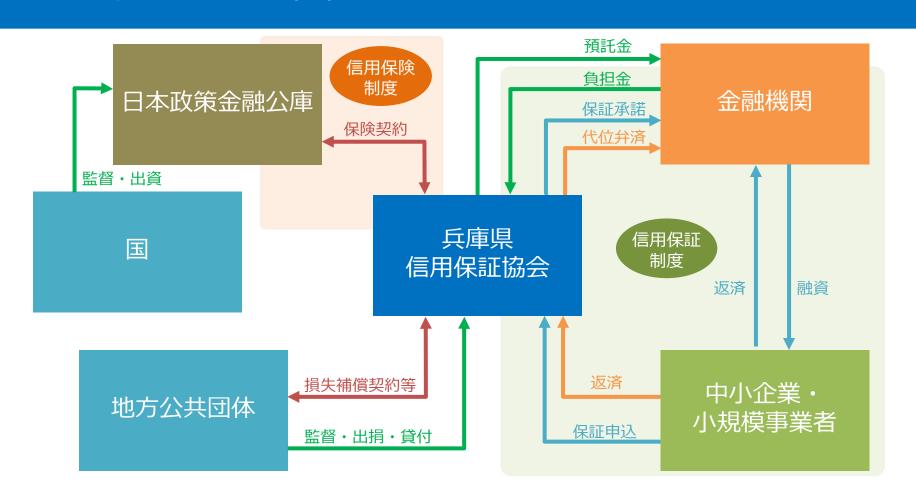
信用保険制度

保証付融資が返済不履行となり当協会が 代位弁済を行った場合、その代位弁済額 のうち一定額について、当協会は日本政 策金融公庫から保険金を受領し、その後 の回収に応じて返納を行う制度

■当事者

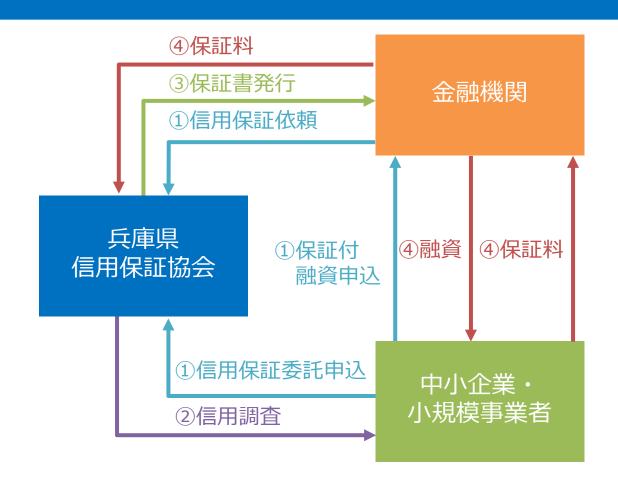
日本政策金融公庫、当協会の二者

1-2. 信用補完制度(2)



1-3. 信用保証制度(保証申込~融資実行)

- ① 中小企業・小規模事業者は 金融機関を経由し当協会へ 信用保証委託申込を行う
- ② 当協会は申込のあった中小 企業・小規模事業者につい て信用調査を行う
- ③ 審査の結果、当協会が信用 保証が適当と認めたときは 金融機関に対して保証書を 発行する
- ④ 金融機関は、保証書に基づき、中小企業・小規模事業者へ融資を実行する
 - このとき中小企業・小規模 事業者は所定の信用保証料 を金融機関を通じて当協会 へ支払う



1-4. 信用保険制度

- ① 日本政策金融公庫と当協会 の間で信用保険契約を締結
- ② 当協会は日本政策金融公庫 へ保険料を支払う
- ③ 当協会が金融機関に代位弁 済をしたときは、日本政策 金融公庫に保険金の請求を 行う
- ④ 日本政策金融公庫は代位弁 済した元本金額の一定割合 を保険金として当協会へ支 払う
- ⑤ 当協会は代位弁済した中小 企業・小規模事業者からの 回収金を、保険金受領割合 に応じて日本政策金融公庫 へ納付する



1-5. 責任共有制度(1)

責任共有制度

金融機関が貸付金額に対し一定の割合(20%)を負担する制度

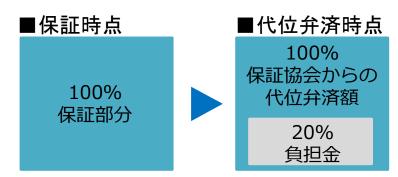
信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった適切な支援を行う

(1)部分保証方式

■保証時点 80% 保証部分 20% 非保証部分 ■代位弁済時点 80% 保証協会からの 代位弁済額 20% プロパー分

80%保証部分につき保証協会から代位弁済 を受け、残りの20%部分は金融機関負担 (保証金額 = 融資金額 × 80%)

(2)負担金方式



金融機関は全額(100%)を保証協会 から代位弁済を受け、事後的に20%の 負担金を保証協会に支払う

1-6. 責任共有制度(2)

実務上のポイント

原則すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、例外的に対象外 (100%保証)となる保証制度もあります(以下は対象外の保証の一例)。

- ■小口零細企業保証(全国統一の保証制度)
- ■創業関連保証(再挑戦支援保証を含む。)
- ■スタートアップ創出促進保証制度
- ■経営安定関連保証(セーフティネット保証)1号~4号、6号



利用する保証制度が責任共有制度の対象であるかどうかは、信用保証書により確認できます。

	保証割合	負担金	責任共有の方式	
→	100%	有	責任共有対象(負担金方式)	
	80%	無	責任共有対象 (部分保証方式)	
	100%	無	責任共有制度対象外	

2. 資格要件等

2-1. 信用保証をご利用いただける方

信用保証をご利用いただける方

客観的に事業を行っていることが明らかで、所在地、企業規模、業種等の要件を備えた個人、会社、特定非営利活動法人(NPO法人)、医業を主たる事業とする法人及び組合

- ■事業を行っているか否かについては、当該事業に係る設備等を有し、帳票類を備えて計画的、継続的に事業が行われているか、許認可等の有無、納税状況等を含めて総合的に判断します。
- ■創業前の方(みなし中小企業者)がご利用いただける保証制度もあります。

2-2. 所在地

所在地

- (1)個人 兵庫県内に<u>住居または事業所</u>を有している方
- (2) 法人兵庫県内に本店または事業所を有している方

- ■不動産登記、賃貸契約書、納税証明書、開業届等により総合的に確認します。
- ■自治体融資制度の要綱等で業歴、区域等の要件がある場合、その定めによります。
- ■大丁、左官、行商等で事務所がない場合は、住所地を事業所とみなします。
- ■不動産賃貸業で事務所がない場合は、住所地または不動産賃貸物件のある場所を 事業所とみなします。

2-3. 規模(1)

規模

- (1)個人 常時使用する**従業員数**が下表に該当すること
- (2) 法人
 - 資本金または常時使用する従業員数のいずれかが下表に該当すること
 - ※ 特定非営利活動法人(NPO法人)は、従業員数が該当すること
 - ※ 医業を主たる事業とする法人(医療法人等)は、従業員数300人以下であること

業 種	資本金 (出資金の総額)	常時使用する 従業員数
製造業、建設業、運送倉庫業、 不動産業、旅行業 等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	5 0 人以下

※中小企業信用保険法第2条第1項第2号に規定する政令で定める業種(ゴム製品製造業、 ソフトウエア業、情報処理サービス業、旅館業)は、別途規模要件が定められています。

2-4. 規模(2)

- ■兼業の場合は、主たる事業で規模を判定します。
- ■「常時使用する従業員数」の考え方
 - ① 会社の役員は含まれません。
 - ② 個人の場合は、事業主と生計を同一にしている三親等内の親族は含まれません。
 - ③ アルバイト等臨時的な従業員は含まれません。ただし、名目は臨時雇いであっても常傭的な場合は含まれます。
 - ④ 本店、支店、工場、営業所等の従業員の合計数をいいます。
 - ⑤ 法人で資本金の規模を超え、かつ、常時使用する従業員数が規模の90%を超えている場合、従業員数の確認資料(労働保険概算・増加概算確定保険料申告書(写)等)が必要となります。

2-5. 業種(1)

保証対象となる業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種(商工業のほとんどの業種が対象)

保証対象とならない業種・業態

- (1)農業・林業・漁業
- (2) 金融・保険業
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1項の適用を受けた飲食店のうち、公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるもの (例) 性的なサービスを行うまたは料金が周辺の同業の相場と比較して著しく高いクラブ・キャバクラ等
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する 性風俗関連特殊営業 (例) ラブホテル等
- (5)集金業・取立業
- (6) 宗教
- (7) 政治・経済・文化団体
- (8) 非営利団体 (注) 、中間法人、有限責任事業協同組合(LLP)、その他当協会が 支援するのは難しいと判断した業態
 - (注) NPO法人、医業を営む医療法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人等は保証対象となります。
- ※ 上記の業種・業態であっても、一部保証対象となる場合があります。

2-6. 業種(2)

- ■保証対象とならない業種・業態のうち例外的に保証対象となるもの(一例)
 - ・農業のうち、きのこを生産する事業(菌床栽培方式によるきのこの生産であって、 作業所内において工場的生産設備をもって生産、卸売りするものに限る)
 - ・金融・保険業のうち、保険媒介代理業(生命保険代理店、損害保険代理店等)や クレジットカード業等一部の金融業
- ■保証対象業種と保証対象外業種を兼業している場合、<u>資金使途が保証対象業種に</u> 限定されていれば取扱可能です(例:保証対象業種に係る設備資金)。
 - ※ 資金トレースが必要となります。
- ■法人の場合は、商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の営業目的欄に明示されていることが必要です。

2-7. 許認可

許認可

許認可や届出を必要とする事業は、当該事業に係る許認可等を受けている必要がある

- <u>許認可等の確認を必要とする業種</u>*については、保証申込にあたり、取得している <u>許認可等の写しを提出</u>していただく必要があります。
 - ※「確認が必要な許認可業種一覧表」に記載している業種
- ■許認可等の名義人は、原則として、申込人と同一であることが必要です。
- ■有効期間内の許認可証等の写を既に提出している場合は、再度の提出は不要です。

2-8. 信用保証をご利用いただけない方(1)

信用保証をご利用いただけない方

- (1) 手形・小切手について、不渡後6か月経過していない場合(6か月経過しても不渡手 形の買戻しをしていない場合を含む)及び銀行取引停止処分を受け2か年を経過して いない場合
- (2) 破産手続開始、和議、民事再生、会社更生、会社整理等の法的整理を手続中の場合 (申立中を含む)、又は私的整理中の場合であって事業継続の見通しがたたない場合
- (3)原則として、代位弁済を受け(他の信用保証協会を含む)、その残高が残っている方 ※ 公的機関等が策定した再生計画等に基づく事業再生のための保証を利用される方等は、この限 りではありません。
- (4) 原則として、信用保証協会付の借入金を延滞している(他の信用保証協会を含む)方
- (5) 許認可等を必要とする事業で、許認可等を取得していない方
- (6) 12年間登記がなく休眠となっている株式会社

2-9. 信用保証をご利用いただけない方(2)

信用保証をご利用いただけない方

- (7) 信用保証協会が反社会的勢力と判断した場合
- (8) 信用保証協会が以前に信用保証した融資分について、合理的理由なく使途目的に 反して他に流用されている場合
- (9) 多額な高利借入の残高があり、早期に解消が見込めない場合
- (10) 業績が極端に悪化し、大幅な債務超過の状態に陥っており、事業好転が見込めず、 事業の継続が危ぶまれる場合
- (11) 保証(融資) 制度要綱上の留意事項に該当する場合
- (12) 業態・事業内容が性風俗関連、非合法関連、賭博性・投機性の高いもの、無限連鎖 講(又はそれに類するもの)、反社会的なものと信用保証協会が判断した場合
- (13) その他公序良俗に反する等、信用保証協会が取扱い不適当と判断した場合

2-10. 反社会的勢力(1)

当協会は、反社会的勢力等とは取引しません。

反社会的勢力

暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力 団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知 能暴力集団等、その他これらに準ずる者、暴力団員等の共生者

2-11. 反社会的勢力(2)

実務上のポイント

保証に際しては、申込人、連帯保証人等が以下のいずれにも該当しないこと、かつ 将来にわたっても該当しないことが要件となります。

- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をして いると認められる関係を有すること
- (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難される べき関係を有すること

2-12. 保証金額の限度(1)

保証限度額

(1) 一般保証

保証限度額は、<u>普通保険に係る保証2億円</u>(組合4億円)と<u>無担保保険に係る保証8,000万円</u>を合わせた<u>2億8,000万円</u>(組合4億8,000万円)

(2) その他の保証

特例関係保険を利用した保証制度等は一般保証と<u>別枠</u>で利用可能(一部除く)例:経営安定関連(セーフティネット)保証、災害関係保証等

一般保証 2億8,000万円

特例保証等 2億8,000万円

普通保険 2億円 (組合は4億円)

無担保保険 8,000万円

普通保険 2億円 (組合は4億円)

無担保保険 8,000万円

一般保証と別枠 で利用可能 (一部除く)

2-13. 保証金額の限度(2)

- <u>関連企業</u>(実質的に同一と認められる企業)が存在する場合、申込企業と関連企業の保証利用金額を合算した金額が保証限度額内になることが必要です。
- 他の信用保証協会の保証を利用している場合、その保証利用金額も合算して、保証限度額内になることが必要です。
- ■特例関係保険を利用した保証制度等を利用する場合、国または県・市・町等の 認定書、承認書、計画書、証明書等が必要となる場合があります。

2-14. 資金使途(1)

保証の対象となる資金

- (1)運転資金仕入資金、買掛金等の決済資金、人件費等の諸経費支払資金等
- (2) 設備資金 事務所・営業所の建築・改装資金、入店保証金、機械設備・車両購入資金等

保証の対象とならない資金

- (1) 投機資金(商品相場、株式・ゴルフ会員権等の購入資金等)
- (2) 生活資金(生計費、医療費、学費等)、住宅資金等の事業外資金
- (3)貸付金、寄付金等並びに転貸資金 ※ 組合が組合員に転貸する場合は取扱いできる場合があります。
- (4)取引先、子会社等への融資資金
- (5) 旧債振替資金(信用保証協会の保証付以外の既存債権を回収する資金) ※ 保証協会が認めたものについては取扱いできる場合があります。

2-15. 資金使途(2)

実務上のポイント

設備資金の貸付実行後は、速やかに<mark>設備確認資料(領収書写等)を提出</mark> してください。

- ※ 融資金が保証承諾内容どおりに使用されたことの確認が必要となります。
- ※ 設備確認資料の提出がなく、<u>資金使途の確認ができない場合</u>は、当該申込人が 新たな保証を受けることが出来ないほか、取扱金融機関に対し、<u>代位弁済が</u> できない可能性がありますので、ご注意ください。

2-16. 連帯保証人(1)

連帯保証人の徴求基準

(1)原則

法人の代表者及び組合の代表理事以外の連帯保証人は不要

(2) 例外

次の何れかに該当する方は、連帯保証人となる場合があります。

- 代表者または事業者以外で実質的な経営権を有する方(実質経営者)
- 財務内容その他の経営状況を総合的に判断して、通常考えられる保証の リスク許容額を超える保証依頼がある場合で、積極的に連帯保証の申し 出がある当該事業の協力者や支援者

2-17. 連帯保証人(2)

複数代表 (共同代表) の場合

原則として、代表者のうち1名のみを連帯保証人とする

- ※ 原則、主体的に経営に従事している方
- ※ 代表者の登記がない法人の場合も、取締役等のうち1名のみを連帯保証人とする

- ■申込人と金融機関の合意等に基づき、複数名を連帯保証人とすることも可能です。
- ■「主体的に経営に従事している方」であることの確認資料等は提出不要です。
- ■原則として、連帯保証人とする代表者等は保証ごとに変えないでください。
 - ※ 経営主体が変更になった、金融機関によって経営主体の認識に差があるなど合理的な理由がある場合は、連帯保証人が前回申込時から相違しても差し支えありません。
- ■連帯保証人としない代表者等も、保証申込時には個人情報の取扱いに関する同意書が必要です(包括同意文言のある同意書を徴求済みの場合は不要)。
 - ※ 原則として、当協会を初めて利用する場合は印鑑証明書(写し)、前回申込時から住所等に変更があった場合は、その内容が確認できる公的な書類の提出が必要です。

2-18. 保証意思宣明公正証書

法人代表者以外の連帯保証人を徴求する場合

原則として、連帯保証人に徴求する方の<u>保証意思宣明公正証書</u>*が必要

※ 民法の定めにより、信用保証委託契約の連帯保証人になろうとする個人(保証予定者)は、保証契約締結前に、公証人により保証意思が公証された公正証書を作成してもらう必要がある。

ただし、保証予定者が以下に該当する場合、公正証書は作成不要

- (1) 債務者(法人)の理事、取締役、執行役等である場合
- (2) 債務者(株式会社)の一定の議決権を有する場合
- (3) 債務者(個人事業者)の事業に現に従事している配偶者の場合

- ■信用保証委託契約に係る公正証書は貸付契約に係る公正証書と別に必要です。
- ■信用保証委託契約の成立日前 1 か月以内に作成された公正証書が必要です。
 - ➡申込受付の時点では公正証書を作成、提出する必要はありません。内部審査の後、協会より内定通知を受けてから、保証予定者に公正証書の作成を依頼してください。
- 公正証書は、<u>「保証意思宣明公正証書の作成に関するご説明」の内容どおり作成</u> いただくよう、保証予定者に依頼してください。

2-19. 経営者保証を不要とする取扱い(1)

経営者保証を不要とする取扱い

以下の1.~5.のいずれかに該当する場合、<u>経営者保証を不要とする取扱い</u>の対象となります。

- 1. 金融機関連携型 金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い
- 2. 財務型 一定の財務要件を備えた経営者保証不要の保証制度による取扱い
- 3. 担保充足型 十分な保全により経営者保証を不要とする取扱い
- 4. 特例型 金融機関の支援姿勢等を踏まえた経営者保証を不要とする取扱い
- 5. 事業者選択型 信用保証料率の上乗せを条件として経営者保証を不要とする取扱い

2-20. 経営者保証を不要とする取扱い(2)

金融機関連携型の要件

申込金融機関において、下表【要件1】または【要件2】のいずれかに該当し、【要件3】を満たすこと

要件1 経営	営者保証を不要とし、	かつ保全がないプロパ-	-融資の残高がある。
----------	------------	-------------	------------

要件2 保証付き融資と同時に、経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー 融資を実行する。

次のいずれにも該当する。

要件3 1. 直近2期の決算期に

- 1. 直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない。
 - 2. 直近の決算期において債務超過でない。

対象となる保証制度

全ての保証制度

実務上のポイント

<u>『「金融機関との連携により経営者保証を不要とす</u>る取扱い」確認書』 の提出が必要

2-21. 経営者保証を不要とする取扱い(3)

財務型の要件

下表の①を満たしたうえ、②又は③のいずれか、及び④又は⑤のいずれかに 該当し、基準(1)から(3)のいずれかの資格要件を備えていること

		基準(1)	基準(2)	基準(3)
1	純資産額	5 千万円以上 3 億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上
2	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
3	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
4	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
5	インタレスト・カハ゛レッシ゛・レーシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

対象となる保証制度

財務要件型無保証人保証制度

2-22. 経営者保証を不要とする取扱い(4)

担保充足型の要件

申込人又は代表者等が所有する不動産の担保提供があり、保証金額の100%以上の保全が図れていること

対象となる保証制度

原則全ての保証制度(無担保要件の保証制度を除く)

2-23. 経営者保証を不要とする取扱い(5)

特例型の対象となる保証制度

以下の保証制度の資格要件に該当するもの

- ■スタートアップ創出促進保証制度
- ■ひょうご発展支援保証「リードa」
 - ※ 「経営者保証不要プラン」を利用する場合に限る
- ■財務要件型無保証人・当座貸越根保証
- ■事業承継特別保証制度
- ■兵庫県融資制度のうち該当する制度 等
- ※ 上記に限らず、経営者保証を不要とすることが適切かつ合理的であると当協会が認めた場合も対象となります。

2-24. 経営者保証を不要とする取扱い(6)

事業者選択型について

- ・保証料率の上乗せを条件に保証人による保証を提供しないことを選択できる取扱い
- ・保険種別を横断的に適用する「事業者選択型経営者保証非提供制度」(横断的制度)と国による保証料補助を実施する全国統一制度である「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」(令和9年3月末まで)があります。

具体的な要件

- 1.財務書類を金融機関に提出していること
- 2.法人から代表者への貸付等がないこと
- 3.次のいずれかを満たすこと
 - ①直近決算期において債務超過でないこと
 - ②直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと
- 4.上記「1.」「2.」を継続的に充足すること
- 5.保証料率の上乗せ(下表参照)を条件として経営者保証を提供しないことを希望していること

経保を不要とする対象要件と保証料率の上乗せの整理表

	直近決算期において 債務超過で <u>ない</u>	直近決算期において 債務超過である
直近2期の決算期において減価償却 前経常利益が連続して赤字で <u>ない</u> 。	保証料率+0.25%(※)	保証料率+0.45%(※)
直近2期の決算期において減価償却 前経常利益が連続して赤字である。	保証料率+0.45%(※)	対象外

※「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」の場合、申込日に応じて0.05%~0.15%に相当する額を国が補助する。

2-25. 経営者保証を不要とする取扱い(7)

経営者保証の解除

「経営者保証を不要とする取扱い」の要件を満たす場合、既存の保証付債務 を決済条件とする新規申込により経営者保証を解除することが可能です。 なお、条件変更(金融機関連携型)による経営者保証の解除も可能です。

- (1)新規申込 (金融機関連携型、財務型、担保充足型、特例型、事業者選択型)
- (2)条件変更(金融機関連携型)
 - ※ 条件変更申込時は、通常の書類に加え下記の書類が必要です。
 - ①「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書
 - ② 信用保証委託契約変更契約書(保証人脱退用)

2-26. 経営者保証を不要とする取扱い(8)

法人の事業承継(代表者交代)時の対応

保証利用中に代表者交代が生じた場合において、経営者保証を求めるときは、次のいずれかの対応とし、原則として、前経営者、後継者の双方から二重に保証を求めない

- (1) 旧代表者を引き続き保証人とし、新代表者の保証追加は不要
- (2) 新代表者の保証を追加し、旧代表者の保証を解除
- ※ 債務者の要望や、金融機関の取扱いスタンス等を総合的に判断し、選択してください。

	旧代表者	新代表者
タヴ老仏訳なおはていて町左仏訳 	0	×
経営者保証を求めている既存保証 	×	0
単独代表の企業が複数代表となる場合 ※ 新代表者追加の条件変更は不要	0	×
 法人成り時に代表者交代を伴う場合	0	×
(「旧代表者」は「旧債務者」と読み替え)	×	0

○:連帯保証人として徴求する(既に徴求している) ×:連帯保証人として徴求しない(解除する)

3. 必要書類等

3-1. 事前相談の取扱い

事前相談を行う場合

要綱等で事前相談を必要とする旨が定められている保証制度を利用する場合を除き、事前相談は原則不要です。

- ⇒ 事前相談を必要とする保証制度とは 金融機関提携保証、当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、 ひょうご発展支援保証「リードα」、事業承継・M&A保証「リレー」、特定社債保証等
- ■既保証の借換えによる効果的な資金繰りを目的とした案件で、既往保証の決済可否(制度面、 責任共有面等)の確認が必要な場合など、<u>事前相談が必要と金融機関が判断</u>した場合について は、個別にご相談ください。
- ■過去に代位弁済となった経緯がある先や条件変更先等から、保証申込の相談があった場合等に ついても、事前にご相談いただくようお願いします。
- 事前相談は<u>保証の諾否を決定するものではありません</u>。

保証利用残高FAX自動回答システム

保証利用先企業の保証利用残高※を保険別、特例別に照会できるシステムです。

電話から顧客番号または保証番号を入力することで、入力された保証番号の融資を実行している 金融機関営業店へ回答FAXが自動送信されます。保証利用をご検討の際等にご活用ください。

※ 回答する保証利用残高は、照会日の前営業日時点

3-2. 信用保証委託申込書(1)

	会使用欄	(をおり借入したいので、信用保証をお願いします。) 信用保証をお願いします。 信用保証を記述される においまれる においます においまます においます においまます においまます においまます においまます においまます においまままます においままます においまます においまままままます
	B	フリガナ
業種が複数に売上割合等に		
<u> </u>	人	無 2 有

3-3. 信用保証委託申込書(2)

		人	業種	(従たる業種)						(%で表示)		%		
			会計処理	1 中小企業会	汁に準拠 2	非準拠 3	会計参与設置	(個人	(事業主の方)貸	借対照表作成	の有無 1	無 2 有		
法人の場合のみ該能に〇印をつけてくが	ださい		許認可等	1 不要 2 有 (当	該事業に係る	る許認可証	正等を取得し	ついて	は、期間を記	記入するとは	ともに、必ず	2入してください 『「期日」を記入 『定期日」として	、してく	ください。
「会計参与設置会 場合は、「3 会計 置」を選択してく1 この場合は、保証制	 参与設 ごさい		金融機 の	認可等の確 る場合は、 写しを添付	当該事業	に係る語		本・支店	期日	年 月		済 1 一括 法 2 分割		
0.1%割引となりま			借入金額				円貨	金	運転資金		千円 保証 分	納 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /		
(一括支払契約保証			(極度額)					途 2	2 設備資金		千円着	望 2 有		
		内容	調達方法	本 件 他 借 入 自己資金 そ の 他 合計		4 III I	要中	具体的に	資金は今回申込に こご記入くだ 別:経常運転	さい。)目的で使用いた	しません		
	(業		/	千円	/	千円	/	千円	申 込 時	(預 金)	千円		
		É	最 近12か月の売上	/	千円		 千円	/	 千円	申 込 時 預 金 · 借 入 金	(借入金)	 千円		
		況			千円	/ 千円	/	千円	7	※ 非事業性の	の借入金は除きます。			
		等		/	千円	/	千円	/	千円	納税状況	1 滞納なし	2 滞納あり	,	
		*	別添資料がる	5る場合には記入	下要です。なお	、申込時預	金・借入金残高	欄は個人	事業主の方で貸借対	照表を未作成の場	場合にご記入願いま	きす。		
	(盛会の証利用	1 無	2 有		(言用保証協会) 言用保証協会)					
団信加入希望			保証協会団 加入希望の 記団信 I の加入の有	有無 1	無	「保証協会団信 2 有 を定はまっ <i>た</i> く&	加入を希望する場合は別途「保証協会団信」 申込書等が必要となります。							
			** I NOTE 1007	(C 101 0 > 100 > (0 > H	WC / NUTON	OL MEDRE		311140 2 00	C. 00					

3-4. 信用保証依頼書(1)

兵庫県信	開保証協会 行	R証依頼書	西暦	年月必ずご記入	ください。
本申込につい金融機関本・支	て、審査の結果、貸付を適当と認めますので、		務取扱要領を遵守のうえ 	信用保証を依頼し 代理貸	します。
金融機関本・又	<u>店名</u>	金融機関コード電話番号	()	一	
		F A X 番号	()		
代表者名	押印は不要です。	担当部署・担当者	該当する番号に〇日	印をつけてく	ださい。「有」に
		不在時連絡者	該当する場合は、		保証(②負担金>
	協会顧客番号	事前相談受付番号	にものをつけてく	たざい。 	
 申 込 人	フリガナ		責任共有	1 無	
		保証制度(略称)	対象		②負担金]
貸 付 金 額	1 個別	貸付予定日	N.D. ++11	年 月	
資金使途	2 極度	期間または期日	か月、または 1 固定 2 変動	年 月	3 日 %以内
貸付形式					
区分			2	7 商手落込	* IQ1E0131
(<u>- / </u>	H	7 19 7 70 72	
返済 逐	か月目まで	か月毎	円初回·最終回		用
方法条	年 月 日から か月毎 日	3に 円a	あて 回返済 初回・旨	最終回	円
	(不均等 今回の保証に係る貸付等	実行時に完済条件と	する保証口があ		 同一金融機関
 件	る場合に、その保証口の	の保証番号を記入し	てください。		口の回収条件
'' この貸付で	▼	保証料返原	旲預金□座 種類 1	普通 2 当座	場合は、口座
完済する 保証がある	保証番号	□ 座	番 号	-	含め、記入し

3-5. 信用保証依頼書(2)



3-6. 信用保証委託契約書(1)

なる方が個人の場合、必ず

本人が自署してください。

・ 印鑑証明書どおりの住所、

の本店住所、商号、代表

等)の文言も印鑑証明書

必ずご記入ください。 信用保証委託契約書 兵庫県信用保証協会 行 西曆 ※必ず日付をご記入願います ※委託者または連帯保証人となる方が個人の場合、委託者・連帯保証人欄には必ず本人が自署してください。 ※実印を押印してください。 本社または住所 フリガナ 法 人 名 託 名 # 1= (印) 住 所 Æ (A) 連帯保証人 住 所 フリガナ Æ 名 (11)

3-7. 信用保証委託契約書(2)

提出時の注意点

- ■令和3年7月以降、信用保証委託契約書は後取りすることとしています。金銭消費貸借契約書等を締結するタイミングで、申込人及び連帯保証人に記入を依頼し、事後的に協会に提出してください。
- ■信用保証委託契約書の「お客様(控)」は当協会へ提出する必要はありません。
- ・「金融機関名」は、 正式名称を記入して ください。

【例】× ■■信金

○ ■■信用金庫

・支店名は勘定店名を記入してください。

該当する番号に〇印をつけてください

「2 手形貸付」

「3 手形割引」、

「4 当座貸越」

「5 電子記録債権割引」 に該当する場合は、各々 の() 内のイ又は口にも 〇印をつけてください。 貴協会に信用保証協会法第20条に基づく信用保証を委託するについて、委託者および保証人は、次の借入 要項および各条項を確約します。

なお、本契約は委託者が借入要項による借入をした日(ただし、借入形式が2、3および5の各口の場合は初回の借入をした日、借入形式が4の場合は委託者が金融機関との間で当座貸越契約を締結した日とします。)をもって成立するものとします。

[借入要項]

金融 機 関	名		(支店)
借 入 形 (該当項目を○で囲んでくださ)	1 証書貸付 4 当座貸越 5 電子記録付 貴協会の審査		事業者カードロー 極度(手形・電子	ン) P記録債権両方の	
借入金	額 金 貴協会の審査	をにより減額決定された場			び4の場合は極度額) 額といたします。
借入金額の訂正	すできません。			(契	約条項裏面

------- 金融機関・協会使用欄-------

保証番号は、協会へ提出する前に金融機関にてご記入ください。

保証番号

71@2404

3-8. 個人情報の取扱いに関する同意書(1)

個人情報の取扱いに関する同意書

必ずご記入ください。

西暦

兵庫県信用保証協会 行

自署し、実印を押印してください。

氏 名

囙

私は、貴協会の保証を利用するにあたり、以下の事項について同意いたします。

- ①信用保証業務及びこれに付随する業務の適切な運営の遂行のため、貴協会が下記に掲げる私に関する個人情報等を下記目的のた めに必要な範囲で利用すること
- ②貴協会が裏面に掲げる私に関する個人情報(過去のものを含む)を裏面に掲げる利用目的のために必要な範囲で、裏面に掲げる者 との間で授受すること
- ③保証申込が不承諾もしくは取り下げとなった場合、または担保・保証人の差し替えがあった場合でも、貴協会が引き続き私に関 す<u>る個人情報を利用すること</u> ④将来、私が貴協会の保証を利用する場合についても、上記と同様に取り扱うこと(今回とは異なる金融機関を利用する場合を含

個人情報の取扱いについて

兵庫県信用保証協会

当協会は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。

- ①個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、以下に掲げるお客様の個人情報等を、信用 保証業務及びこれに付随する業務並びに以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用すること
- ②お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目 的以外の目的のために利用しないこと

包括同意文言

※令和3年4月改正 様式分より印字 されています

3-9. 個人情報の取扱いに関する同意書(2)

提出時の注意点

- ■包括同意文言が印字されている同意書を一度提出いただいた方は、次回以降の申込時においては 提出不要です(取扱金融機関が異なる場合でも不要)。
- ■3枚複写となっています。当協会へは協会用(1枚目)のみを提出してください。

<利用目的>

- ①経営・金融・各種制度利用の相談の受付及び各種保証制度利用のご提案
- ②保証申込・条件変更申込の受付、審査、決定
- ③本人及び保証利用資格の確認及び保証取引の継続的な管理及び事後管理
- ④法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
- ⑤取引上必要な各種郵便物の送付
- ⑥信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供
- ⑦市場調査及びデータ分析並びにアンケート等の実施
- 8保証料率・保険料率の算定及び保証料の返戻
- 9代位弁済請求の受付、代位弁済の審査
- ⑩求償権の行使
- ⑪経営改善・事業再生の支援
- ②その他中小企業金融及び信用補完制度の適正な運営

以上

協会使用欄

当協会使用欄であり、記入する 必要はありません。 原本管理日

3-10. 印鑑証明書、履歴事項全部証明書

提出を要する場合

- <u>令和3年4月1日以降初回</u>の保証申込時は、申込人、連帯保証人、連帯保証人としない代表者*の印鑑証明書、履歴事項全部証明書(写し)を提出ください。以降の申込時においては提出不要です。
 - ※ 連帯保証人としない代表者については、原則として、新規申込の場合または前回申込時から 氏名・住所の変更がある場合に限ります。
- ■ただし、<u>前回保証申込時から以下の変更がある場合は、変更後の印鑑証明書または</u>履歴事項全部証明書(写し)※を保証申込時に提出する必要があります。
 - ※ この場合、履歴事項全部証明書は、インターネット上の登記情報提供サービスで取得した全部事項証明書での代用を可能とします。

書類	変 更 内 容
印鑑証明書	氏名、法人名、組織、代表者、住所、実印の変更
履歴事項全部証明書	法人名、組織、住所、目的、資本金 ^{※1} 、役員の変更 ^{※2} 合併、会社分割の実施 ※1 医療法人の「資産の総額」は含まない。 ※2 役員の重任、脱退は含まない。

4. 保証期間、保証料

4-1. 保証期間 - 月数保証と確定日保証

保証期間の考え方

月数保証と確定日保証があります。

	月数保証	確定日保証
概要	保証期間を「月数」で 定めた保証	保証期間の終期を「確定日」 として定めた保証
保証書の 表示例	実行の日から○○か月 (貸付実行の応当日まで) ※ ※兵庫県融資制度等は以下の表示: (貸付実行日の応当日の前日まで)	契約締結の日から 令和○年○月○日まで
保証料 計算方法	月割計算	年365日の日割計算
対象制度	確定日保証以外の保証制度 (メインとなる方式)	根保証、流動資産担保融資保証、手形割引個別保証等

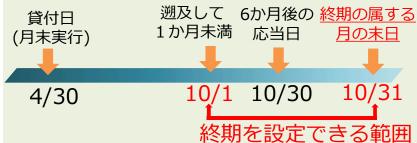
4-2. 保証期間 - 終期のとり方(1)

保証期間の終期

- ■原則として、<u>貸付日の○○か月後の応当日</u>となります。
- ■ただし、希望がある場合は<u>応当日から遡及して、1か月未満の範囲内</u>で設定する ことができます。【例1参照】
- ■なお、貸付日が月末の場合または終期の属する月に応当日がない場合は、終期の 属する月の末日まで終期を設定できます。【例2参照】

【例1】保証期間6か月、貸付日5/10 遡及して 6か月後の 1か月未満 応当日 5/10 10/11 11/10 終期を設定できる範囲 ● 「終期を設定できる範囲」の考え方 ①原則、11/10が終期(5/10の6か月後の応当日) ②10/11まで遡及可能(応当日の1か月未満)

【例2】保証期間6か月、貸付日4/30(月末)



■「終期を設定できる範囲」の考え方①原則、10/30が終期(4/30の6か月後の応当日)②10/1まで遡及可能 (応当日の1か月未満)③10/31まで設定可能(貸付日が月末のため)

4-3. 保証期間 - 終期のとり方(2)

実務上のポイント

- ■月数保証で1か月未満の端数が生じた場合は、1か月となります。
- ■割引根保証については、終期は原則応当日の前日になります。
- ■確定日保証の場合は、終期が保証書に表示されています。
- ■制度融資等で別途定めがある場合は、その定めによります。

4-4. 保証期間 - 終期のとり方(3)

終期が金融機関の休日となる場合

終期を貸付実行日の応当日等、最長で設定しようとして、当日が金融機関の休日にあたるため、翌営業日に終期を設定すると、保証書に表示した保証期間を超過することとなり、保証条件に合致しなくなるのでご注意ください。

※ 契約書上には休日を掲載し、履行日が翌営業日となることは差し支えありません。

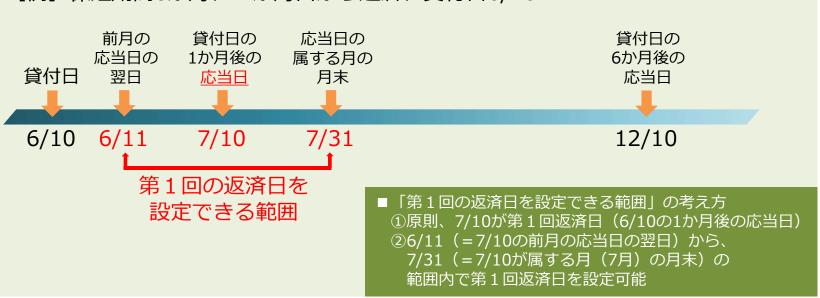


4-5. 保証期間 - 返済日のとり方

返済日のとり方

- ■原則として、貸付日の○○か月後の応当日となります。
- ■ただし、希望がある場合は、<u>応当日の属する月の前月の応当日の翌日から、応当日</u> <u>の属する月の月末までの範囲内</u>で設定できます。

【例】保証期間6か月、1か月目から返済、貸付日6/10



4-6. 信用保証料

信用保証料とは

保証協会の保証によって融資を受ける場合、保証利用の対価となるものです。信用保険料や経費など信用保証制度を健全に運営する上で必要な費用に充当されます。

実務上のポイント

保証料率の区分は、中小企業・小規模事業者の財務諸表の情報を中小企業信用リスク情報データベース(略称:CRD)により評価した結果に基づき適用します。

- ■責任共有対象保証 (80%保証) → 責任共有保証料率
- ■責任共有対象外保証(100%保証) → 責任共有外保証料率

リスク考慮型保証料率表(基準料率)

区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9		
責任共有	B/Sあり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	060%	0.45%	
保証料率	B/Sなし	1.15%									
責任共有外	B/Sあり	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%	
保証料率	B/Sなし					1.35%					

※ 特別な保険を利用する保証や全国統一の保証料率が規定された保証等、別途料率が適用される場合があります。

4-7. 保証料の計算方法(一括返済の場合)

一括返済の場合(根保証を含む)

保証料 = 貸付金額 × 保証料率 × 保証期間 ÷ 12か月(365日)

計算例① (月数保証)

貸付金額:12,000千円

保証料率: 0.9% 保証期間: 12か月 【計算式】

12,000千円×0.9%×12か月÷12か月=108千円

計算例②(確定日保証)

貸付極度額 : 2,000千円(根保証)

保証料率 : 1.15%

貸付実行予定日: X1年4月1日 保証期限 : X3年4月1日

計算期間日数 : 730日 (X1年4月2日~X3年4月1日)

【計算式】

2,000千円×1.15%×730日÷365日=46千円

【一括返済・根保証のイメージ】

貸付金額 (貸付極度額)

保証期間

4-8. 保証料の計算方法(分割返済の場合)

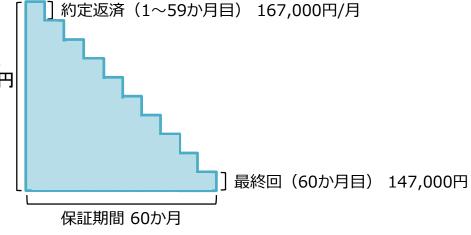
計算例(月数保証、据置期間なし、据置金額なし)

貸付金額	10,000千円	保証料率	1.15%		保証期間	60ヶ月
	1か月目から59	か月まで1た	が月ごと	167	7,000円の近	区済
延月月五		最終回(60	か月目)	147	7,000円の過	区済
分割係数	0.55(均等分割	」返済)				

貸付金額 10,000千円

(参考) 分割係数表

返済回数	6回以下	7~12回 以下	13~24回 以下	25回以上
均等分割	0.70	0.65	0.60	0.55



【計算式】

10,000千円×1.15%×60か月÷12か月×0.55=316,250円

4-9. 保証料率の割引制度

保証料率の割引制度

次に該当する場合は、保証料率0.1%割引の対象となる

- ■会計処理に関する割引
 - 会計参与を設置している会社で、その旨の登記を行った事項を示す書類(履歴事項 全部証明書等)を提出した場合
- ■有担保割引
 - 普通保険等を利用した保証のうち、<u>物的担保(不動産等)</u>を裏付けとする場合(一部の保証については、割引が適用とならない場合があります)
- ■商工会・商工会議所の推薦に基づく割引
 - 商工会・商工会議所から経営指導を受け、かつ推薦を受けた小規模事業者で、「小口零細企業保証※」を活用した県、市町融資制度を利用する場合
 - ※ 小規模事業者を対象とする責任共有制度の対象外となる保証(100%保証)

確認問題

○か×でお答えください。また、その理由もお考えください。

問題①

株式会社Aは大阪府大阪市に本店を置き、機械器具製造業を営んでいるが、兵庫県内に営業所はない。 代表者は兵庫県神戸市に居住している。

この場合、株式会社Aは兵庫県信用保証協会を利用することができる。

問題②

株式会社Cは食料品製造業と食料品卸売業を兼業しており、資本金2億円、従業員数は200人である。なお、売上の大部分は卸売部門が占めている。この場合、株式会社Cは信用保証の対象となる。

※ 製造業の規模:資本金3億円以下 常時使用する従業員数300人以下 卸売業の規模:資本金1億円以下 常時使用する従業員数100人以下

問題③

E株式会社は、大阪府に本店を置き、兵庫県にも営業所がある。

兵庫県信用保証協会の利用は無く、大阪信用保証協会では無担保保険(一般)に係る保証利用残高が6,000万円ある。E株式会社が兵庫県信用保証協会で無担保保険(一般)に係る保証を利用する場合、2,000万円が上限となる。

問題④

美容室を営む個人Fは、この度、店舗併用住宅を全面改装することとした。 この場合、改装費用全額について、信用保証の対象となる。

確認問題①

問題①

株式会社Aは大阪府大阪市に本店を置き、機械器具製造業を営んでいるが、兵庫県内に営業所はない。

代表者は兵庫県神戸市に居住している。

この場合、株式会社Aは兵庫県信用保証協会を利用することができる。

回答

正解:×

法人が兵庫県の信用保証協会を利用する場合、兵庫県内に本店または営業所を有している必要があります。

確認問題②

問題②

株式会社Cは食料品製造業と食料品卸売業を兼業しており、資本金2億円、従業員数は200人である。なお、売上の大部分は卸売部門が占めている。 この場合、株式会社Cは信用保証の対象となる。

※ 製造業の規模:資本金3億円以下 常時使用する従業員数300人以下 卸売業の規模:資本金1億円以下 常時使用する従業員数100人以下

回答

正解:×

兼業の場合は、主たる事業により規模を判定します。

本問の場合、株式会社Cの主たる事業は卸売業と考えられます。資本金、従業員数のいずれも卸売業の規模を超過しているため、信用保証の対象となりません。

確認問題③

問題③

E株式会社は、大阪府に本店を置き、兵庫県にも営業所がある。

兵庫県信用保証協会の利用は無く、大阪信用保証協会では無担保保険(一般)に係る保証利用残高が6,000万円ある。 E 株式会社が兵庫県信用保証協会で無担保保険(一般)に係る保証を利用する場合、2,000万円が上限となる。

回答

<u>正解:〇</u>

他の信用保証協会の保証を利用している場合、その保証利用金額も合算して、保証限度額内になることが必要です。

無担保保険に係る保証限度額は8,000万円ですので、大阪での利用残高6,000万円を 差し引いた2,000万円が利用可能な金額となります。

確認問題④

問題4

美容室を営む個人Fは、この度、店舗併用住宅を全面改装することとした。 この場合、改装費用全額について、信用保証の対象となる。

回答

正解: ×

改装費用のうち、営業用建物(共用部分含む)にかかる部分のみが信用保証の対象と なります。

住宅部分が含まれている営業用建物の取得、改造、修理等の場合、住宅部分にかかる 資金は事業資金に該当せず、信用保証の対象とはなりません。

5. 保証条件変更手続き

5-1. 信用保証書の有効期間延長

信用保証書の有効期間延長

信用保証書の有効期間(発行日の翌日から起算して30日間)内に融資実行できず、 やむを得ない理由がある場合

- →金融機関から当協会へ「信用保証書有効期限延長依頼書」を提出
- →当協会が承諾書を発行することにより、有効期限をさらに30日間延長 (当初の信用保証書発行日の翌日から起算して合計60日間)

実務上のポイント

■<u>信用保証書は再発行されません</u>ので、承諾書は当初の信用保証書とともに保管してください。

なお、信用保証書には、 60日まで延長した日が予め表示※されています。

- ※ 「ただし、特別の事情があると協会が認めた時は、○○年○○月○○日とします。」
- ■延長できるのは1回限りです。
- ■変更保証書については、有効期限延長はできません。
- ■流動資産担保融資保証制度 (ABL)の保証書有効期間は、発行日の翌日から起算して60日間です。この場合、信用保証書の有効期間の延長はできません。

5-2. 保証条件変更(貸付実行前)

貸付(変更)実行前の保証条件の変更

金融機関から当協会へ「保証書・変更保証書変更申込書」を提出

→当協会が承諾した場合は、新たな(変更)保証書を発行

実務上のポイント

- ■変更申込に際しては、発行済の(変更)保証書を併せてご提出ください。
- ■変更内容によっては、「保証書・変更保証書変更申込書」による対応ができない 場合があります。その場合、再度保証申込または条件変更申込が必要となります。
 - ※「保証期間の拡大」「貸付金額の変更」「連帯保証人の変更」等が該当します。

詳細は「保証書・変更保証書変更申込書」の裏面に記載しています。

■「保証書・変更保証書変更申込書」の提出と同時に保証書の有効期限延長の希望が あった場合、「信用保証書有効期限延長依頼書」も兼ねたものとして取扱います。

5-3. 保証条件変更(貸付実行後)(1)

貸付実行後の保証条件の変更

以下に該当する保証条件の変更を行う場合、「保証条件変更申込書」を提出

- (1) 保証期間の延長(短縮)
- (2)返済方法の変更
- (3)連帯保証人の変更
- (4)法人成り又は個人成り(個人戻り)に伴う債務者変更※
- (5) 個人事業者の事業承継による債務者変更※
- (6) 債務者死亡に伴う債務者変更
- (7) 極度減額
- (8) 条件担保の変更
- ※ (4),(5)は原則、既存の保証付債務を決済条件とする新規申込によって取り扱います。 特段の事情がある場合、保証条件変更による債務者変更が可能です(ただし、一部の保証に ついては条件変更による債務者変更ができません)。
- →当協会が承諾する場合、変更保証書を発行

5-4. 保証条件変更(貸付実行後)(2)

実務上のポイント

- ■貸付形式の変更はできません。
- ■保証条件変更の申込にあたっては、変更内容に応じた書類に加え、原則として、申込に必要な添付書類と同様の書類を添付してください(既に提出済の書類は不要です)。
- ■保証条件変更実行時には、必ず印鑑証明書または印鑑届を徴求のうえ、印鑑照合をしてください。
- ■信用保証書の条件欄に表示されている条件を変更する場合にも、保証条件変更が必要となる場合があります。

5-5. 条件変更保証料

条件変更保証料が必要となる場合

次の変更を行う場合、条件変更保証料を日割計算により算出

- (1) 保証期間を変更する場合
- (2)返済条件を変更する場合
- (3) 根保証の極度額を減額する場合

条件変更保証料の計算

- ■変更実行額を基礎として、変更承諾日の翌日から変更後の保証期限まで、変更内容 に応じて算出
- ■保証期限までに変更する場合条件変更保証料=変更後条件による保証料-変更前の未経過保証料+未収保証料
- ■保証期限後に変更する場合条件変更保証料=変更後条件による保証料+期限経過保証料*+未収保証料※保証期限の翌日から変更承諾日まで、保証期限の貸付残高による据置部分として日割計算

6. 事故報告手続き

6-1. 事故報告書の提出が必要な場合

事故報告書の提出が必要な場合

金融機関が、債務者の信用上の事故又は債務の返済が困難となった事実を知った場合

実務上のポイント

- ■債務者、全ての連帯保証人に連絡し、督促・現況確認をした上で、事故報告書を 作成してください。債務否認・保証否認がある場合は報告してください。
- ■事故報告書は、記載漏れがないようにしてください(特に金融機関取引状況欄の 預金及び貸付金明細等は正確にご記入ください)。
- ■事故報告書の提出がない場合は、代位弁済の履行ができません。
- ■<u>事故報告書の提出が遅れた場合、代位弁済時に利息を全額支払いできないことが</u>あります。
- ■期限の利益を喪失させる場合は、事前に当協会と協議を行ってください。
- ■一旦提出された事故報告書は、取下げしない限り再提出は不要です。

6-2. 事故報告書の提出事由(事故の種類)

事故報告書の提出事由(事故の種類)

- 1. 取引停止処分
- 2. 第1回不渡
- 3. 2回もしくは2か月以上の 11. 担保(仮)差押、競売開始 分割返済不履行
- 4. 割引手形・担保手形の不渡り、 13. 債務整理委任 割引電子記録債権の支払不能 14. 担保価値減少
- 5. 債務者の行方不明
- 6. 休業、廃業
- 7. 破産
- 8. 民事再生

- 9. その他の法的整理
 - 10. 預金・債権(仮)差押
- 12. 期限経過

 - 15. 病気
 - 16. 死亡
 - 17. 刑事訴追
 - 18. 保証人事故(預金・債権(仮)差押除く)

6-3. 事故の種類に応じた対応(1)

事故の内容

2. 第1回不渡

実務上のポイント

■不渡りの原因、買戻しの可否、今後の返済及び事業継続見通しを把握してください。

6-4. 事故の種類に応じた対応(2)

事故の内容

3. 2回もしくは2か月以上の分割返済不履行

実務上のポイント

■ 2か月以内の延滞であっても、金融機関において今後の分割弁済履行が困難と判断 した場合は、事故報告書を提出してください。

6-5. 事故の種類に応じた対応(3)

事故の内容

5. 債務者の行方不明 6. 休業、廃業

- ■住民票等を徴求し、住所の追跡調査をして下さい。
- ■<u>商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)を徴求</u>し、現状を確認して下さい(役員等の動きにも注意して下さい)。
- ■現地調査(会社所在地、営業所、関係人住所等)を行うなどして、実態把握に努めて下さい。

6-6. 事故の種類に応じた対応(4)

事故の内容

7. 破産 8. 民事再生 9. その他の法的整理

- ■申立・開始決定の通知を添付してください。
- <u>債権届出期間内に保証付債権を含めて債権の届出</u>をして下さい。<u>当協会の保証付であることを必ず明記</u>し、債権届は提出後、写しを当協会へ送付してください。
 - ※代位弁済後、届出債権の継承を行いますので、届出債権の取下げはしないでください。
- ■法的整理を行っていない連帯保証人へは、必ず督促をして下さい。
- ■代位弁済が履行された債務者について、代理人弁護士や裁判所等より金融機関に通知や連絡等(以下「通知等」)が行われた場合、代位弁済履行後についても、当協会へ通知等を回付してください。
 - ※特段の理由無く金融機関からの通知等の回付が無いことにより、当協会が損害を受けた場合、 保証免責や損害賠償請求の対象となる可能性があります。

6-7. 事故の種類に応じた対応(5)

事故の内容

10. 預金・債権(仮)差押

- ■債務者、保証人のいずれも対象となります。
- (仮) 差押通知書の写しを添付してください。

6-8. 事故の種類に応じた対応(6)

事故の内容

12. 期限経過

※ 保証期限を経過しても保証付債務(利息を含む)を履行しなかったとき

- ■代位弁済時、延滞利息は保証期限(期限の利益を喪失した場合は喪失日)の翌日から起算して120日以内分しかお支払いできません。それ以降の利息は免責となります。
- ■利率は延滞利率ではなく<u>通常利率</u>となります。

6-9. 事故の種類に応じた対応(7)

事故の内容

13. 債務整理委任

- ■弁護士や司法書士から送付されてきた受任通知書等を添付してください。
- ■債権内容等の照会であれば、保証協会付であることを明示して回答してください。 回答後、回答書の写を保証協会へ送付してください。
- ■受任通知書等の送付のない保証人へは必ず督促してください。

6-10. 事故の種類に応じた対応(8)

事故の内容

16. 死亡

実務上のポイント

■ 死亡の確認[※]をしてください。

※確認資料:除籍謄本、死亡診断書等

■相続人の調査*及び相続の有無の確認をしてください。

※確認資料:改製原戸籍等

■事業継承者の確認をして下さい。

■担保不動産については、相続登記ができているかを確認してください。

■相続人の状況を把握し、督促を行ってください。

6-11. 事故報告後の管理

保証付債権の管理

事故発生後は、<u>保証付債権の保全・回収は、プロパー債権と同様に扱い</u>、 債務者及び連帯保証人に対して電話、文書、訪問等により適切な処置をとる 必要があります。

6-12. 事故報告後の預金払い出し

最終期限が到来していない場合、期限の利益を喪失していない場合

■流動性預金

払い出しは金融機関の判断(プロパー債権と同様の保全措置)による

■固定性預金

払い出しについて、協会と事前に相談を要する

最終期限を経過している場合、期限の利益を当然喪失している場合 または内入延滞中で期限の利益喪失通知書を発送した場合

流動性預金、固定性預金にかかわらず払い出しは認めません。

ただし、流動性預金については、<u>公共料金</u>、<u>生活資金等</u>、特段の理由がある場合は、 <u>払い出しを認める</u>ことがありますので、当協会と事前に協議してください。

実務上のポイント

連帯保証人の預金も同様の扱いになりますのでご注意下さい。

6-13. 事故報告後の担保物件の任意処分

担保物件について任意処分の申出があったとき

保証条件外担保の場合も含めて、必ず協会と事前に協議してください。

実務上のポイント

担保の種類によって必要となる主な書類は以下のとおりです。

※ 下記以外にも書類をお願いすることがあります。

担保種類	主な必要書類	その他の必要書類(共通)
協会設定担保	■ (根) 抵当権抹消・変更等願書■ 担保品受領書■ 担保抹消(変更)引受書	■売買価格が分かる書類※ 売買契約書・重要事項説明書等■担保売却代金の使途明細
条件担保	■条件変更申込書	(配分案)
条件外担保	■根抵当権変更同意依頼書 ※事故事由発生以降に提出が必要	など

6-14. 事故解除

事故解除の流れ

金融機関が督促・交渉した結果、保証付債権が正常化した場合

- →金融機関は当協会へ連絡
- →当協会は、事故報告書を「弁済見込」「延滞解消」「保証条件変更」等の 理由により処理
- →当協会から金融機関に対して「事故解除通知書」を送付

再度事故事由が発生した場合

事故解除後、再び事故事由が発生した場合、新たに事故報告書を提出していただく必要があります。

7. 代位弁済手続き

7-1. 代位弁済

代位弁済

- ■事故報告書提出後、金融機関において回収に努められた結果、回収見込み が立たない
- ■債務者及び連帯保証人が最終履行期限(期限の利益を喪失した場合は喪失日)後、60日*を経過してなお、債務の全部または一部を弁済しない
- →当協会は、金融機関の請求により代位弁済を行う
- ※60日間の趣旨は、金融機関固有の債権と同じ方法をもって回収に努められたにもかかわらず回収できなかった債権についてのみ代位弁済の履行をするという趣旨であり、「冷却期間」といいます。なお、60日目が法定休日又は金融機関の休日にあたる場合は、次の営業日を冷却期間の満了日とします。

7-2. 代位弁済の範囲

代位弁済の範囲

- 1. 貸付残元金
- 2. <u>未収利息</u>及び最終履行期限の翌日*から起算して<u>120日以内の</u> 貸付利率による延滞利息
 - ※ 期限の利益を喪失させた(した)場合は喪失日の翌日から120日

- ■利息支払期間の120日目が法定休日又は金融機関の休日にあたる場合でも、利息 支払期間の満了日は不変とします。
- ■変動金利型の貸付利率で市中金利を大幅に上回る場合、金利引き下げ協議の対象と します。
- ■最終履行期限(期限の利益を喪失させた(した)場合は喪失日)の翌日以降は、期限の利益喪失時の利率を適用します。

7-3. 代位弁済による影響

代位弁済による影響

■預金相殺の実施

保証付債権への相殺充当は利息金、元金の順とし、原則として代位弁済日付*で行ってください。

※破産・民事再生等の法的手続の場合は相殺日が別途定められていますのでご注意ください。

■根抵当権の移転

金融機関設定の根抵当権は、条件担保の場合に加えて、条件外担保であっても原則として確定登記のうえ、代位による移転をしていただきます。

連帯保証人を債務者とした根抵当権も移転の対象です。

- <u>年14.0%の損害金</u>の発生
- ■今後の保証協会の利用に支障をきたすこと

実務上のポイント

債務者、全ての連帯保証人及び物上保証人に説明してください。

7-4. 代位弁済決定以後の事務

代位弁済の決定

当協会が代位弁済を決定した場合、「代位弁済請求手続のご案内」を金融機関宛に送付します。

期限の利益喪失

金融機関は、「代位弁済請求手続のご案内」を受けた債権について、最終履行期限の到来していないものについては、期限の利益喪失通知を、また最終履行期限の到来しているものについては催告書を発送します。

- ■期限の利益喪失通知には、協会の指定した期限の利益喪失日を記載してください。
- ■債務者及び連帯保証人に配達証明付き内容証明郵便で発送してください。
- ■手形割引の場合は、商手支払人に対しても催告書を発送してください。

7-5. 代位弁済請求

代位弁済請求

金融機関は、期限の利益喪失通知書又は催告書を発送した結果、返済のないものについて代位弁済の請求をします。

- ■提出書類については、「代位弁済請求手続のご案内」と同送の「代位弁済提出書類 明細表(1)」に従ってご用意ください。
- ■保証期限(期限の利益を喪失した場合は喪失日)から2年を経過したものについては、代位弁済の請求ができません。
- ■必要に応じて現地調査を行いますのでご協力ください。

7-6. 代位弁済の履行

代位弁済金の支払通知

金融機関からの代位弁済請求を受けて、当協会が代位弁済日を決定したときは、金融機関へ「代位弁済支払のお知らせ(債権書類引渡しのご依頼)」、「別紙代位弁済計算書」、「領収証」を発送します。

同送の「代位弁済提出書類明細表(2)」に従って各書類の原本をご用意の上、当協 会の指定する日までに提出してください。

代位弁済金の支払方法

代位弁済日に当協会から各金融機関口座に振り込みますので、金額を確認の上、入金 処理してください。

※同一金融機関で代位弁済が複数件ある場合は、その合計金額を一括して振り込みます。

8. 保証免責

8-1. 免責条項

約定書

信用保証協会と金融機関との間の個々の信用保証取引に共通する事項や手続きに関する基本的な事項を包括的に定めた契約書

約定書における免責条項

- 第11条 甲(保証協会)は、<u>次の各号</u>に該当するときは、乙(金融機関)に対し <u>保証債務の履行</u>につき、その<u>全部または一部の責を免れる</u>ものとする。
 - (1)乙が第3条本文に違反したとき。 ※約定書第3条:旧債振替の制限
 - (2) 乙が保証契約に違反したとき。
 - (3) 乙の故意若しくは重大な過失により被保証債権の全部または一部の履行を受けることができなかったとき。

実務上のポイント

一定事由が発生した場合に、信用保証協会が保証債務の履行義務を免れる旨を約定書において規定しています。

8-2. 1号免責事例

■ 1号免責(旧債振替の制限違反)

不渡手形の買戻しに 充当した場合	不渡手形の買戻しに充当することを信用保証協会が資金使途として 認めていない限り、充当したことをもって本号に該当する。 信用保証協会が資金使途として認める場合とは、約定書例第3条但 書を充足する場合のことで、信用保証書上にその旨の記載があるこ とが必要となる。	
つなぎ融資の返済に 充当した場合	信用保証協会の承諾を得ずして行う返済充当は本号に該当する。	
貸越残が消滅した場合	信用保証協会保証付貸付金が貸越契約のある当座勘定に入金された 結果、貸越残が消滅する場合である。金融機関が専ら貸越金の回収 意図をもって行い、振込入金後の貸越取引を継続していない(貸越 の中止、解約等)ような場合には、本号に抵触する。	
保証付貸付金が入金 された普通口座から、 既存貸付の約定弁済金 が引き落とされた場合	テールヘビーの最終しわ寄せ分、または期限一括弁済の決済に保証付貸付金が充てられた場合は、原則として本号に該当する。また、プロパー貸付が延滞しており、保証付貸付金がこの返済に充てられた場合も、本号に該当する。	

8-3. 2号免責事例

■ 2号免責(保証契約違反)

保証金額と貸付金額 の相違	貸付金額が保証金額を超えている場合と保証金額より少ない場合が あるが、いずれの場合も保証免責となる。
保証期間と貸付期間の相違	保証金額と同じく、保証期間も保証契約の重要な内容であり、その 相違は免責の対象となる。 特に、地方自治体等の制度融資の取扱いにおいては融資期間等が限 定されている場合が多いので注意を要する。
保証条件の担保を徴 求しなかった場合	特定の物件に担保権を設定すること、徴求済担保についての優劣等 を保証条件としてあったにもかかわらず、条件が満たされなかった 場合、原則として信用保証協会が受けた損害の範囲において免責と なる。

8-4. 3号免責事例

■ 3号免責(故意・重過失による取立不能)

担保保存義務違反があった場合	金融機関は信用保証協会に対しては、民法第504条による「法定代位者のための担保保存義務」を負っている。当該担保が保証条件とされているか否かにかかわらず、信用保証協会の承諾を得ないで担保の解除等(喪失または減少)を行ったときは、信用保証協会は担保の解除等によって損害を受ける限度において責任を免れる。なお、事故報告書提出事由または延滞が発生していない状況のもとで保証条件とされていない担保を解除する場合は、信用保証協会と協議することを要しない。
法的整理の債権 届出を失念した 場合	債務者、連帯保証人または手形支払人が破産法、民事再生法、会社更生法の 適用を受けた場合に金融機関が債権届出を行わず信用保証協会に損害を与え たとき、もしくは損害の発生が見込まれるときは、原則として損害を限度と して免責となる。
事故事由発生後に債務者または連帯保証人の固定性預金が払い出された場合	事故報告書提出事由や延滞が生じた後は、事業の存続その他の必要資金として利用する場合を除き、固定性預金の払い出しに応じるべきではないことは当然である。そのような状況のもとで金融機関が固定性預金の払い出しに応じた場合は、金融機関に故意または重過失があるものと解することができるから、保証免責となる。なお、事業の存続その他の必要資金として利用させる場合であっても、金融機関は予め信用保証協会と協議しなければならない。

9. トピックス

9-1. 新たな保証制度の創設

協調支援型特別保証制度の創設

信用保証協会の保証を付さない融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図り、事業者の経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取組を後押しすることを目的に、令和7年3月14日付で創設されました。

資格要件

- 次の(1)または(2)のいずれかに該当する中小企業者。
 - (1) 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則 同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上) のプロパー融資を受けること。
 - (2) 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。
- ・取扱期間は3年間であり、保証申込日に応じて保証料補助率が変動する。
- ・要件①については初年度は1/2相当、次年度は1/3相当、最終年度は1/4相当の保証料を国が補助する。要件②については1/4相当の保証料を国が補助する。

9-2. 重点的な取組み

経営者保証を不要とする取扱いの推進

- 1. 金融機関連携型 金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い
- 2. 財務型 一定の財務要件を備えた経営者保証不要の保証制度による取扱い
- 3. 担保充足型 十分な保全により経営者保証を不要とする取扱い
- 4. 特例型 金融機関の支援姿勢等を踏まえた経営者保証を不要とする取扱い
- 5. 事業者選択型 信用保証料率の上乗せを条件として経営者保証を不要とする取扱い

9-3. 自治体融資制度の改正等

自治体融資制度の特徴

県および一部の市・町では、県内中小企業・小規模事業者の金融の円滑化を図るため、 地域の特性・事業者のニーズ等に応じた自治体融資制度を実施

- ■自治体融資制度
 - 金融機関、自治体、保証協会の3者の協力によって、中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化を図る仕組み
 - →政策目的に応じ、制度ごとに融資条件(対象者、利率、融資期間等)が設定されており、固定かつ低金利や長期での借入が可能といった利用者メリットがある。

兵庫県中小企業融資制度の主な改正点等

- ■<u>「長期資金(協調支援型特別貸付)」、「企業再生貸付(経営改善・再生支援強化型)」</u> 「経営円滑化貸付(米国関税措置対策)」を新設
- ■融資利率を一律0.25%引き上げ(一部資金を除く)
- ■取扱金融機関について、県外の本支店・営業店でも取扱可能
- ■事業展開融資及び地球環境保全資金の保証料率20%割引は引き続き継続